

大阪産業大学学生自治会会則

第一章 総則

第一条（名称）

本会は、大阪産業大学学生自治会（以下、本会と称す）と称す。

第二条（所在地）

本会は、大阪府大東市中垣内三丁目一番一号大阪産業大学（以下、本学と称す）内に置く。

第三条（目的）

本会は、会員が自治活動を行うと共に民主的発展並びに学生生活向上の発展に寄与することを目的とする。

第四条（活動）

本会は、本会会則第三条の目的を達成するため、種々の活動および事業を行う。

第五条（構成）

本会の会員は、大阪産業大学に在学する正規課程の学生（大学院を除く）をもって構成する。

第六条（権利）

本会の会員は、次の権利を有する。

1. 本会の役員を選挙し、かつそれを選出される権利。
2. 本会の執行機関に対しあらゆる意見を述べる権利。
3. 本会の活動によって生じる利益を平等に享受する権利。
4. 学生団体を組織し、活動する権利。

第七条（義務）

本会の会員は、本会が定める会費納入、また学生大会への出席の義務を負う。

第八条（名称使用の制限）

本会の内外問わず、本会および本会の執行機関並びに本会の執行機関の設置する機関の名称もしくは略称を当該機関の長の書面による許可を受けずに使用することは禁ずる。

第二章 学生大会

第九条（定義）

学生大会は、本会の最高決議機関であり、次に定める各号に従い、会長が招集する。

1. 定例学生大会は年一回これを招集する。
2. 臨時学生大会は会長又は学生団体評議会議員の四分の三以上が必要と認めた場合、又は会員の十分の一以上の連署により会員が学生大会の開催を要求した場合に招集する。なお、この場合は要求趣旨と要求者の連署捺印のある書面を会長に提出しなければならない。

第十条（議決事項）

次に定める各号は学生大会での議決もしくは承認を必要とする。

1. 本会の基本運営方針および会則の改廃。
2. 予算および決算並びにその他重要事項の承認もしくは決定。
3. 本会の執行機関の運営およびこれに基づく命令並びに決定に対する異議の申し立てに関する事項。

第十一条（決議）

動議の決定は学生大会出席会員の過半数をもって決定する。可否同数の際は議長が決するところによる。

- 第二項 やむを得ない事情のため学生大会を欠席する場合、委任状による出席を認める。
委任状の様式については議長がこれを定める。

第十二条（時限付き議決）

次の要件を全て満たす場合、本会則第十条で定める内容を次の学生大会までの時限付きで学生自治会執行委員会執行委員の過半数の賛成により学生大会を通さずに議決・承認する事ができる。

1. 緊急を要す場合。
2. 学生大会が開催出来ない場合。
3. 現本会則又は執行委員会規約で対応出来ない場合。
4. 執行委員会が必要と判断した場合。

第二項 時限付き議決事項は、次の学生大会で議決・承認されなければ廃止される。

第三項 学生大会で否決された議決事項は、時限付き議決をする事はできない。

第十三条（運営）

学生大会の運営は議長が行う。

- 第二項 議長は会長もしくは会長の指名した会員が行う。

第三章 役員

第十四条（役員）

本会の運営のために次の各号に定める役員を置く。

1. 会長
2. 副会長
3. 会計
4. 相談役

第二項 前項に定める役員の職務分担は次の各号に定める通りとする。

1. 会長
本会を代表し執行機関を統轄して、本会の会務を執行し、その最終的責任を負う。
2. 副会長
会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3. 会計

本会の会計を行う。

4. 相談役

本会の相談役として学生部長を充てる

第三項 役員は本会則第二十二條に定める執行機関（会計監査委員会及び本会執行委員会を除く）、以外の学生団体に所属してはならない。

第十五条（任期）

役員の任期は一月一日より十二月三十一日までとする。ただし、欠員補充の場合は残任期間とする。

第二項 前項の定めにかかわらず新規に役員が選任されるまでは、旧役員がその職務を代行する。但し、役員が途中解任された場合、その職務は、会長、もしくはそれに準ずる役員が代行する。

第十六条（選挙）

第十四條に定める役員は公選制において全学学生投票にて選出される。ただし、立候補者が各一名ずつである場合は、選挙管理委員会運営のもと信任投票にて選出される。

第二項 選挙の運営は選挙管理委員会がこれを行う。

第三項 細目については別途、選挙管理委員会規則に定める。

第十七条（辞職）

会長は次の各号に定める場合辞職しなければならない。

1. 学生大会において会長不信任案が、出席者会員の三分の二以上の賛成をもって可決された場合。
2. 会長が辞意を表明し、学生大会において承認された場合。
3. 会長が本会の会員でなくなった場合。

第二項 役員の辞職は次の各号に定める通りとする。

1. 役員が辞意を表明し、会長が承認した場合。
2. 役員が本会の品位を著しく低下させる行為を行った場合、会長が解任することが出来る。
3. 第一項で定める各号に準ずる場合。

第四章 学生団体評議会

第十八条（定義）

本会は、第三条の目的の達成を円滑にするため、学生大会に次ぐ議会を設置する。

第十九条（議会）

設置する議会は、学生団体評議会（以下、本議会と略す）とする。

第二十条（学生団体評議会）

大阪産業大学学生自治会会則

第一項 本議会は次章に定める執行機関を監査・運営するための会議を行う。

第二項 本議会の議長は、毎年十二月の議会によって選出され、前議長により任命される。

第三項 本議会の運営については、別途、学生団体評議会規則に定める。

第五章 執行機関

第二十一条（定義）

本会は、第三条の目的を達成するため、執行機関を設置する。

第二十二条（執行機関）

設置する執行機関は、次の各号に定める通りとする。

1. 選挙管理委員会
2. 会計監査委員会
3. 執行委員会

第二十三条（選挙管理委員会）

選挙管理委員会の職務は、次の各号に定める通りとする。

1. 第十六条に基づき、本会役員選挙を実施する。

第二項 本委員会の長は、学生団体評議会議長が任命した会員がこれに就くものとする。

第三項 本委員会の運営については、別途、選挙管理委員会規則に定める。

第二十四条（会計監査委員会）

会計監査委員会の職務は、次の各号に定める通りとする。

1. 本会に所属する学生団体（ただし本会公認サークルを除く）について毎年一回以上の監査を実施する。
2. 先の号において不正が発見された場合、会計監査委員会委員長が当該学生団体に対する処罰を本会会長に命じる。

第二項 会計監査委員会の長は、本会会計がこれに就くものとする。

第三項 本委員会の運営については、別途会計監査委員会規則に定める。

第二十五条（執行委員会）

執行委員会の職務は、次の各号に定める通りとする。

1. 学生大会の決議に基づき、第二十三条および第二十四条に定める選挙管理委員会、会計監査委員会の職務を除く本会全ての運営に関する執務を行う。

第二項 執行委員会の長は、本会会長がこれに就くものとする。

第三項 本委員会の運営については、別途執行委員会規則に定める。

第六章 学生団体

第二十六条（定義）

学生団体の定義は、本会会員が特定の目的を持ち、かつその達成の為に結成した集団とする。

大阪産業大学学生自治会会則

第二項 次の各号に定める場合、当該学生団体は本会が認める学生団体に該当しない。

1. 当該学生団体の構成員が単一の入学年次の会員によって占められている場合であって、他の入学年次の学生を所属させていない場合（ただし本会公認サークルを除く）。
2. 当該学生団体中における本会会員の議決権が過半数に満たない場合。
3. 活動の主体が本学にない場合。
4. その他、会長が認めた特別な場合は学生団体評議会で審議する。

第二十七条（運営）

本会に所属する学生団体の運営は、当該学生団体を構成する会員の自主的かつ民主的で行わなければならない。

第二項 本会に所属する全ての学生団体において日本国憲法およびこれに基づく法律および条例、本学学則およびこれに基づく諸規定、会則およびこれに基づく諸規約、および公序良俗に反する運営を行ってはならない。

第二十八条（義務）

本会に所属する学生団体は、執行委員会規則の定めにより学生団体の現況に対する報告を行わなければならない。

第二項 前項に定める報告の時期、内容および様式については、別途、執行委員会規則に定める。

第二十九条（承認）

本会に所属を希望する学生団体は、会長に願い出なければならない。

第二項 会長は、学生団体から願い出があった場合、直ちに関係各所と協議し当該学生団体を遅滞することなく、承認のため所定の手続きを行わなければならない。

第七章 会計

第三十条（活動費）

本会の活動費は、会費、援助金、その他の収入をもって充てる。

第三十一条（会費）

本会の会費は半期二千七百五十円とする。ただし学生大会の決議に基づき臨時会費を徴収することができる。

第三十二条（納入及び返還）

会費は授業料等納付時に納入する。一度、納入された会費は次の場合を除き返還されない。

1. 会費納入済の学生が離籍により本会会長宛てに申請を行った場合。
2. 本会が解散となった場合。
3. 本学学長が本会会長に学生への返還を要求し、本会会長が承認した場合。

第二項 返還を行う場合、その対象となるのは当該学期の会費である。

第三項 返還対象となる学生は本会の定める所定の用紙に従って申請を行う。

第四項 卒業予定年次を越えて在学する会員の会費については免除する。

第三十三条（予算）

本会の予算案は、年度毎に執行委員会が作成し、学生大会の承認を得なければならない。

第三十四条（決算）

本会の決算は、本学学生部学生生活課課長および外部機関による監査を受け、学生大会の承認を得なければならない。

第八章 罰則

第三十五条（会員）

本会の会員が次の各号に該当する場合、本会の当該行為の中止を命じ、報告書の提出および損害賠償の請求を行うことができる。

1. 本会則もしくはこれに基づく諸規則に違反した場合。
2. 本会もしくは本会の設置する機関の名称を許可なく使用した場合。
3. 本学もしくは本会の名誉を毀損した場合。
4. 本会もしくは本会の設置する機関に対し損害を与えた場合

第三十六条（学生団体）

本会の認める学生団体が次の各号に該当する場合、本会は当該行為の中止を命じ報告書の提出および損害賠償の請求を行うことができる。

1. 本会則第三十五条の各号に該当する場合。
2. 当該学生団体の活動に際し借用した本学の施設もしくは貸与を受けた物品を、故意に破損もしくは紛失した場合。
3. 所属もしくは過去に所属していた学生団体の構成員から団体所属構成員の活動に際し不当な金品を徴収した場合。

第九章 補則

第三十七条（最高法規性）

本会則およびそれに基づく規則並びに規約に定めなき事項は、関係法令および本学学則、その他の諸規定に従う。

第二項 この会則は本会の最高規約であって、その条規に反する規約、命令、決議および会務に関するその他の行為の全部または一部は効力を有しない。

第十章 附則

第三十八条（処罰）

本会則および諸規定に違反した本会の会員および本会に所属する学生団体は、会則および諸規定に基づき処罰される。

大阪産業大学学生自治会会則

第二項 既に問題でないとされた行為について前項はこれを適用しない。
また同一の違反について重ねてその責を問われない。

第三十九条（施行）

この会則は、学生大会の承認と同時に発効施行される。

第二項 第十一条の決議における会則およびこれに基づく規則の変更には学生大会に於いて出席者の過半数の承認を必要とする。

第三項 第一項の定めに関わらず、この会則およびこれに基づく規則を変更の際には特定の期日をもって施行することができる。

第四十条（経過規定）

この会則を施行するために必要な準備手続は本会会長がこれを告示する。

第四十一条（施行期日）

本会則は平成二十九年四月一日より有効とする。

大阪産業大学学生自治会会則

施行
改正

昭和四十年四月一日

平成二十三年六月二十六日

平成二十四年六月十六日

平成二十五年六月二十一日

平成二十六年六月二十日

- ・ 第七条 「また学生大会への出席の義務を負う。」 追加
- ・ 第九条第一項第二号 「なお、この場合は…（略）…提出しなければならない。」 追加
- ・ 第二十五条第一項第一条 条約番号訂正
- ・ 第三十二条第二項 「卒業年度」を「卒業予定年次」に訂正
- ・ 第三十八条 有効日付の変更

平成二十八年五月二十日

- ・ 第五条 見出しの（構成）を（会員）に改正
- ・ 第五条 会員構成の文言を改正
- ・ 第十二条第三号「現本会規則」を「現本会則」に改正
- ・ 第十四条第一項第四号に「相談役」を追加
- ・ 第十四条第二項第四号に「相談役」を追加
- ・ 第十四条第三項「選挙管理委員会」および「アルバム委員会」の削除
「会計監査委員会」のを追加
- ・ 第三十一条 「年額五千五百円」を「半期二千七百五十円」に改正
- ・ 第三十二条第一項 「入学時に一括」を「授業料等納付時に」に改正
- ・ 第三十二条第一項第二号 「本学を除籍及び退学となった学生が」を
「会費納入済の学生が離籍により」に改正
- ・ 第三十二条第二項 「申請した年度の翌年度より卒業予定年次まで」を
「当該学期」に改正
- ・ 第三十五条第一項第一号「本会会則」を「本会則」に改正
- ・ 第三十七条第一項第一号「本会会則」を「本会則」に改正
- ・ 第三十八条「本会会則」を「本会則」に改正
- ・ 第三十七条（経過規程） 条約番号を第四十条に改正
- ・ 第三十八条（施行期日） 条約番号を第四十一条に改正および有効日の改正